

平成 23 年度

水 防 計 画 書

熊 本 県

本 編 目 次

第 1 章	総 則	・・・	P	1
第 1 節	目 的	・・・	P	1
第 2 節	用 語 の 定 義	・・・	P	1
第 3 節	水 防 の 責 任 等	・・・	P	2
第 2 章	水 防 組 織	・・・	P	3
第 1 節	水 防 本 部	・・・	P	3
第 2 節	水 防 区 本 部	・・・	P	4
第 3 節	水 防 管 理 団 体	・・・	P	5
第 4 節	水 防 協 議 会	・・・	P	6
第 3 章	重 要 水 防 区 域 等	・・・	P	6
第 4 章	気 象 予 警 報 等 ・ 観 測 ・ 通 信 連 絡	・・・	P	6
第 1 節	気 象 予 警 報	・・・	P	6
第 2 節	雨 量 ・ 水 位 等 の 観 測 及 び 通 報	・・・	P	7
第 3 節	水 防 情 報 等 の 連 絡 系 統	・・・	P	8
第 5 章	洪 水 予 報 ・ 水 防 警 報	・・・	P	9
第 1 節	洪 水 予 報	・・・	P	9
第 2 節	水 防 警 報	・・・	P	9
第 6 章	水 防 活 動	・・・	P	12
第 1 節	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動	・・・	P	12
第 2 節	警 戒 ・ 水 防 作 業 ・ 解 除	・・・	P	13
第 3 節	ダ ム ・ 水 門 等 の 操 作	・・・	P	14

第 7 章	通信・連絡及び輸送	・・・	P 15
第 1 節	通信・連絡	・・・	P 15
第 2 節	輸送	・・・	P 15
第 8 章	水防資材の備蓄配置	・・・	P 16
第 1 節	県の備蓄配置	・・・	P 16
第 2 節	水防管理団体の備蓄配置	・・・	P 16
第 9 章	水防標識及び信号	・・・	P 17
第 1 節	水防標識	・・・	P 17
第 2 節	水防信号	・・・	P 17
第 10 章	費用負担と公用負担	・・・	P 17
第 1 節	費用負担	・・・	P 17
第 2 節	公用負担	・・・	P 17
第 11 章	水防報告	・・・	P 18
第 12 章	水防管理協定等	・・・	P 19

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）の趣旨に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施のために、必要な事項を規定し、洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する市町村をいう（法第 2 条第 1 項）。
- (2) 指定水防管理団体
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定した団体をいう（法第 4 条）。
- (3) 水防管理者
水防管理団体である市町村の長をいう（法第 2 条第 2 項）。
- (4) 消防機関
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 3 項）。
- (5) 水防警報
国土交通大臣又は県知事が、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項、法第 16 条）。
- (6) 水防団待機水位（通報水位）
水防のため、はん濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。
- (7) はん濫注意水位（警戒水位）
河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）。
- (8) 避難判断水位（特別警戒水位）
はん濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、特に警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位）。

- (9) はん濫危険水位（危険水位）
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位をいう。
- (10) 重要水防箇所（重要水防区域）
河川のはん濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる箇所（区域）をいう。
- (11) 浸水想定区域
洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、河川整備の計画降雨により、当該河川がはん濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第14条）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次の通りである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が、十分に行われるように指導を行うとともに、水防能力の確保に努める責任を有する。（水防法第3条の6）

主な事務は、次のとおり。

- 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第4項）
- 気象予報及び警報、洪水予報の伝達（法第10条第3項）
- 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- 水防信号の指定（法第20条）
- 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町村は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。主な事務は、次のとおり。

- 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- 水位の通報（法第12条第1項）
- 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第15条）
- 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

- 警戒区域の設定（法第 2 1 条）
- 警察官の援助の要求（法第 2 2 条）
- 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 2 3 条）
- 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 2 5 条、法第 2 6 条）
- 公用負担（法第 2 8 条）
- 避難のための立ち退きの指示（法第 2 9 条）

（3） 国の責任

- 洪水予報の発表及び通知（法第 1 0 条第 2 項）
- 水位情報の通知及び周知（法第 1 3 条第 1 項）
- 水防警報の発表及び通知（法第 1 6 条第 1 項及び第 2 項）
- 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 1 4 条）

（4） 居住者等の義務

居住者等は水防管理者、消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない。（水防法第 2 4 条）

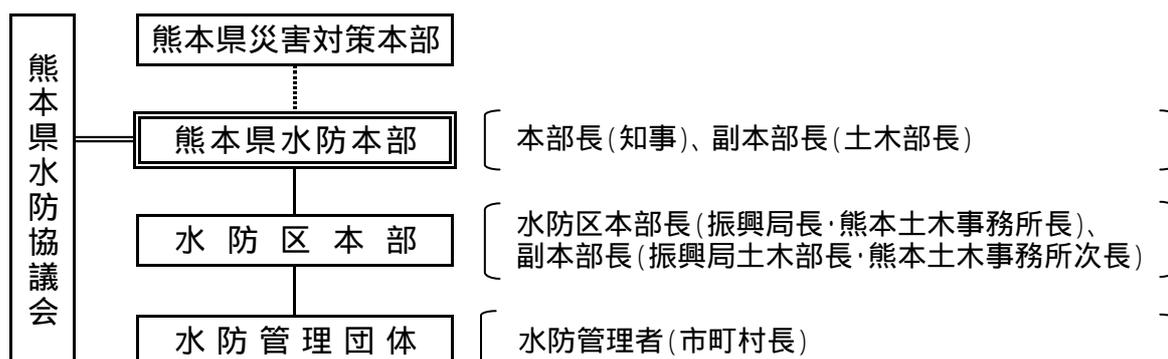
第 2 章 水 防 組 織

第 1 節 水 防 本 部

県は、熊本地方气象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水又は高潮のおそれがあると判断したときから、その洪水又は高潮に対する危険が解消するまでの間、熊本県庁内に水防本部を設置する。

なお、熊本県災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の土木対策部として水防業務を遂行する。

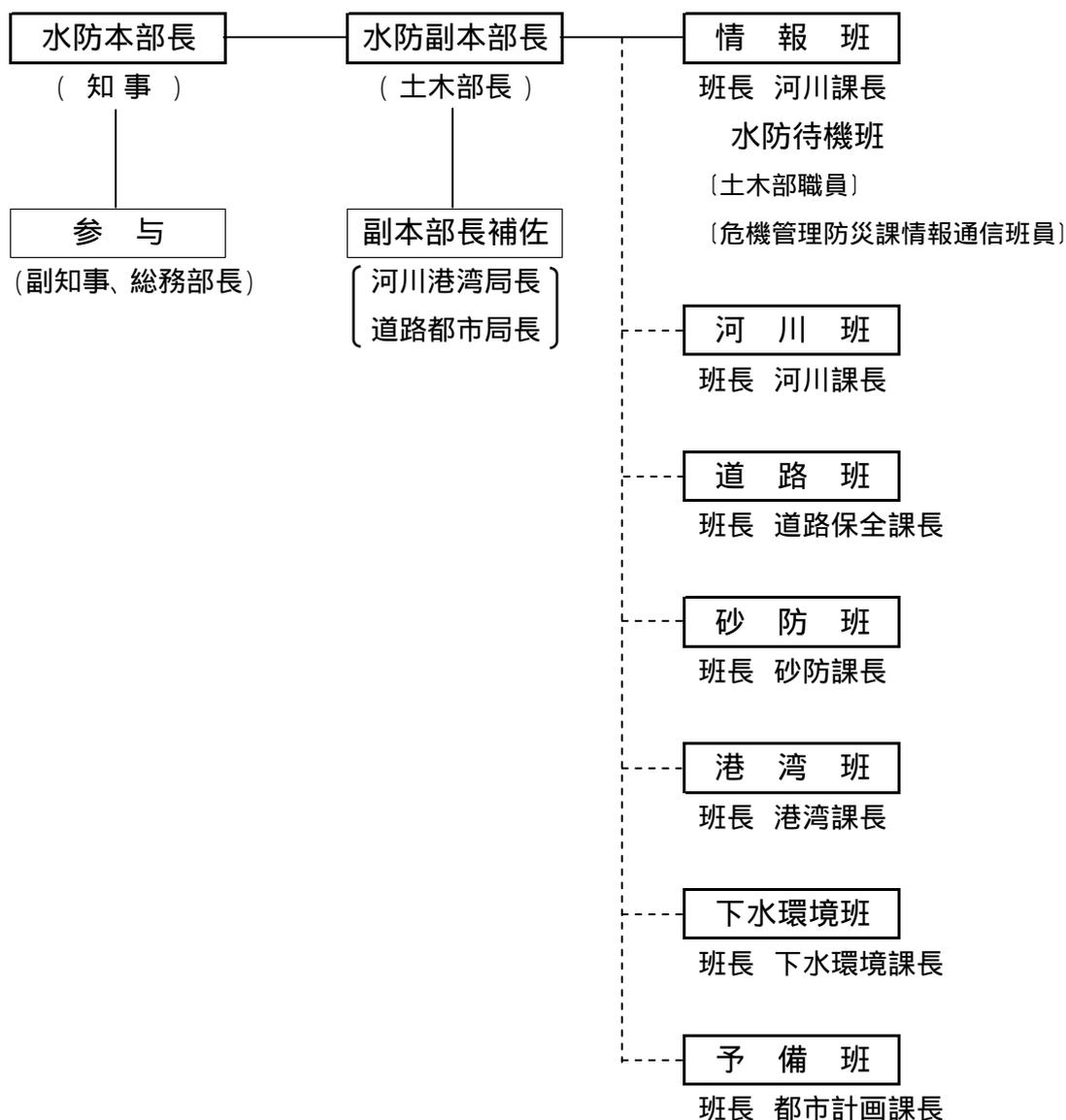
（1） 県の水防組織



(2) 水防本部の組織

水防本部を設置した場合は、土木部各課職員及び危機管理・防災消防総室職員（河川課兼務）で班編成する情報班により水防待機を開始する。

なお、大規模（県民経済上重大な損害が生ずる）な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合及び水防本部長が必要と認める場合には、次の組織表に基づき、各班を組織し、本部各班長は水防本部長の指揮を受け、所管する施設の水防に関する業務の遂行にあたるものとする。



第2節 水防区本部

熊本土木事務所及び各地域振興局（以下「各地域振興局等」という。）は、熊本地方气象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水又は高潮のおそれがあると判断したときから、その洪水又は高潮に対する危険が解消するまでの間、各地域振興局等内に水防区本部を設置する。

- (1) 水防区は、各地域振興局等管内毎とし、その地域振興局等内に水防区本部を置く。
- (2) 水防区本部長に各地域振興局長(熊本土木事務所長)、水防区副本部長に振興局土木部長(熊本土木事務所次長)を充てる。

なお、水防区本部の水防待機については、熊本県地域防災計画及び熊本県水防計画、熊本県水防待機実施基準・実施要領等に基づき、水防区本部の水防待機実施要領等を定め、水防活動の万全を図るものとする。
- (3) 水防区毎に、毎年、梅雨期前に水防連絡会を開催する。
- (4) 連絡会は水防区本部が主催し、国土交通省九州地方整備局河川国道・河川事務所、警察署、隣接地域振興局、管内水防管理団体及び水防関係機関が集まり会議を行う。
- (5) 会議は水防計画についての周知、情報の交換、水防に関する通信連絡応援等について協議し、もって水防活動に資するものとする。
- (6) 水防区本部長は、1河川が2以上の水防区にわたる場合は、関係水防区本部間であらかじめ連絡、協力方法を決定しておかなければならない。

第3節 水防管理団体

(1) 指定水防管理団体

水防管理団体は、区域の水防を十分に果たすため、水防体制を確立し、水防団等を組織しておくものとする。

なお、水防上、公共の安全に重大な関係のある指定水防管理団体は、資料編【 - 1 5 】のとおり。

(2) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、水防法第32条の規定に基づく水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、当該団体の水防協議会(又は防災会議)に諮るとともに、知事に協議しなければならない。

(3) 水防訓練

水防法第35条による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとする。

水防訓練は、通信・連絡、出動・警戒、水防(工法)作業、水門等の操作、避難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。また、地域住民の水防意識の高揚に資するよう考慮するものとする。

第 4 節 水 防 協 議 会

熊本県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、水防法第 8 条第 1 項の規定により熊本県水防協議会を設置する。

- (1) 熊本県水防協議会に関し必要な事項は熊本県水防協議会条例（昭和 25 年 6 月 19 日熊本県条例第 31 号）に定める。また、議事運営に関し必要な事項は水防協議会運営要領に定める。
- (2) 熊本県水防協議会の構成は資料編【 - 16 】のとおりとする。

第 3 章 重 要 水 防 区 域 等

洪水時に危険が予想され、重点的に巡視・点検をする必要がある箇所を重要水防区域として指定し、堤防等の状況により重要度を設定している。管内水防区域のうち、重要水防区間及び重要水防箇所については、資料編【 】のとおりである。

第 4 章 気 象 予 警 報 等 ・ 観 測 ・ 通 信 連 絡

第 1 節 気 象 予 警 報

- (1) 注意報
県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。
- (2) 警報
県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。
このうち、水防活動に必要な気象予警報の種類と発表基準は次のとおりである。

種 類		基 準 値 (予想される気象条件)
警 報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 1時間雨量 60mm～90mm 以上又は土壌雨量指数 143～205 以上 具体的(詳細)な基準は資料編【 - 1】参照
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 1時間雨量 60mm～90mm 以上、流域雨量指数 9～45 以上又は 複合基準。具体的(詳細)な基準は資料編【 - 1】参照
	暴風警報	平均風速 20m/s 以上
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれ があると予想される場合。潮位が TP (東京湾平均海面) 2.2～4.5m 以上。具体的(詳細)な基準は資料編【 - 1】参照
	津波警報	高いところで 2m程度の津波 高いところで 3m程度以上の大津波
	大雪警報	24時間の降雪の深さが 20cm以上 (ただし阿蘇山は 30cm以上)
	暴風雪警報	平均風速 20m/s以上 (雪を伴う)
注 意 報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 1時間雨量 40mm～60mm 以上又は土壌雨量指数 97～142以上 具体的(詳細)な基準は資料編【 - 1】参照
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量 40mm～60mm 以上、流域雨量指数 4～36 以上又は 複合基準。具体的(詳細)な基準は資料編【 - 1】参照
	強風注意報	平均風速 10m/s以上 (ただし阿蘇山は 15m/s以上)
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって、災害が起こるおそれがある と予想される場合。潮位が TP (東京湾平均海面) 1.9～3.0 m以上。 具体的(詳細)な基準は資料編【 - 1】参照
	津波注意報	高いところで 0.5m程度の津波 高いところで 3m程度以上の大津波
	大雪注意報	24時間の降雪の深さが 5cm以上 (ただし阿蘇山は10cm以上)

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすを表すもので、土砂災害発生の危険性を示す指標。5キロ格子毎に指数を決めて、最も低い指数を示す。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数。「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能となる。

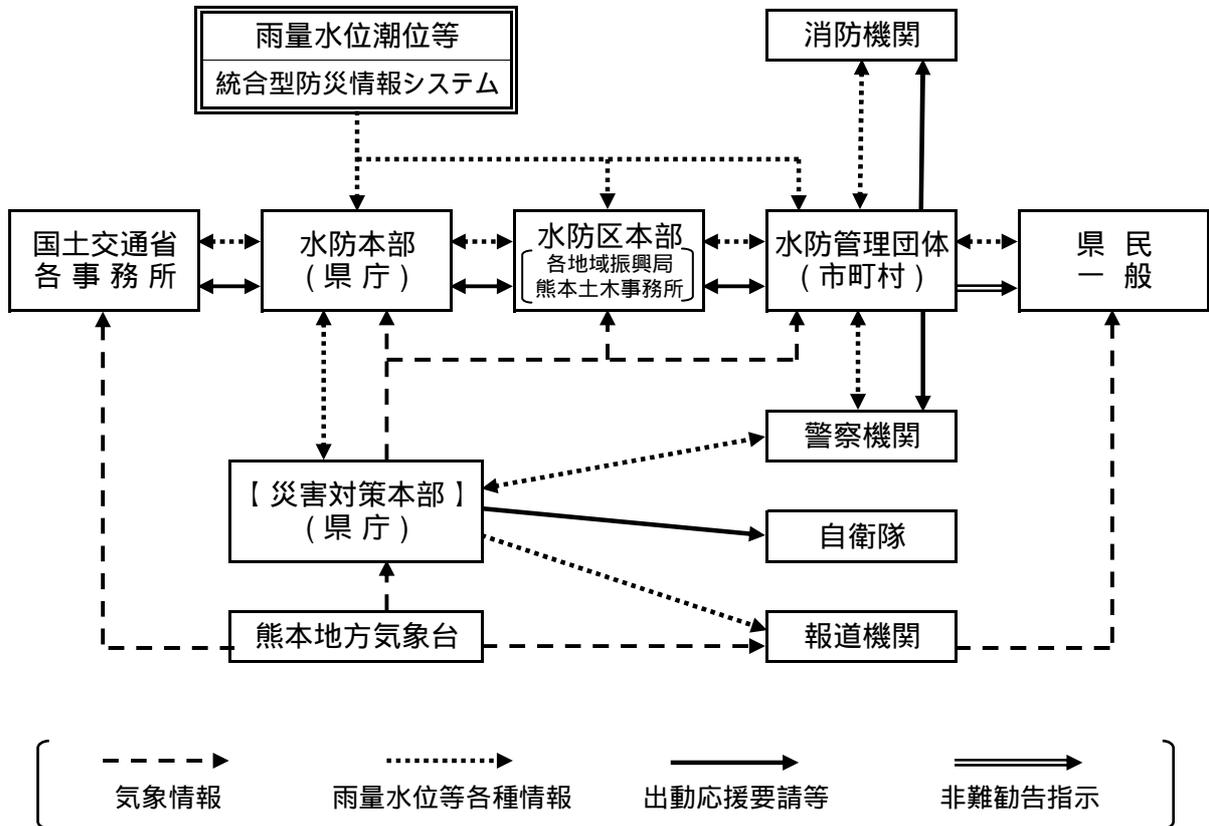
第 2 節 雨量・水位等の観測及び通報

雨量・水位等の観測局は資料編【 -1～3】のとおりであり、観測した雨量・水位等の情報は、県のホームページにより一般に公開している。

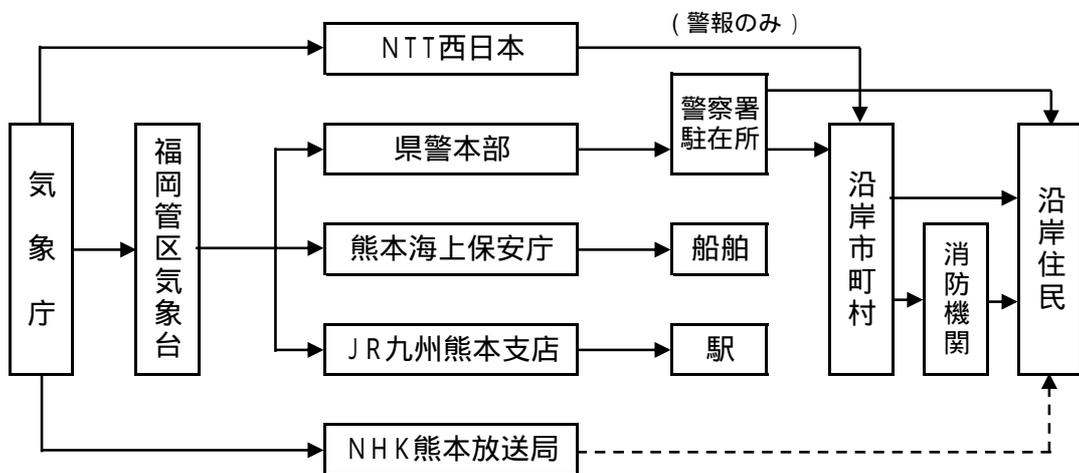
「熊本県統合型防災情報システム」(URL) <http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>
(システムの概要は資料編【 - 4】のとおり。)

第 3 節 水防情報等の連絡系統

水防における通信連絡は無線・有線通信網により行うものとし、連絡にあたっては、
 確実を期すため着信確認を行うものとする。また、その系統図は次のとおりである。



津波に関する予報伝達系統図〔上記以外の主な系統〕



第 5 章 洪水予報・水防警報等

第 1 節 洪水予報等

(1) 国土交通大臣が発表する洪水予報及び水位情報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項に基づき、国土交通省と気象庁（熊本地方気象台）が共同して行う洪水予報について、水防本部長は、国土交通大臣から、洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通報するとともに、確実に期するため、着信確認を行うものとする。

洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の種類と発表基準については、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇することが予想されるとき。
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに上昇することが予想されるとき、又は、はん濫危険水位（危険水位）に到達することが予想されるとき。
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達し、はん濫のおそれがあるとき。
はん濫発生情報 (洪水警報)	実施区域内ではん濫が発生したとき。

洪水予報河川と実施区域

洪水予報河川と実施区域については、資料編【 - 3 】のとおり。

伝達系統図及び洪水予報文例

伝達系統図及び洪水予報文例については、資料編【 - 4 】のとおり。

水位周知河川

水防法第 13 条第 1 項に基づき、国土交通大臣が水位情報〔特別警戒水位（避難判断水位）〕の通知を行う河川については、資料編【 - 5 】のとおり。

第 2 節 水防警報

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報

水防本部長は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたときは、直ちに關係水防区本部長及び關係水防管理者に通報するとともに、確實を期すため、着信確認を行うものとする。

水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類と発表基準については、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する旨を警告し、又は水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	はん濫警戒情報等により、又は既に、はん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

国土交通大臣が水防警報を発表する河川

国土交通大臣が水防警報を発表する河川については、資料編【 - 6 - 】のとおり。

水防警報対象量水標と条件

水防警報対象量水標と条件については、資料編【 - 6 - 】のとおり。

水防警報連絡機関及び水防警報文例

水防警報連絡系統図及び水防警報文例については、資料編【 - 6 - 、
】のとおり。

(2) 知事が発表する水防警報

水防警報発令者（水防区本部長）は、水防警報を発令したときは、直ちに、その警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに、県水防本部へ通報するものとする。なお、確実に期するため、着信確認を行うものとする。

水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて、関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は、必要に応じて、出勤、その他の措置をとらせるものとする。

水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類と発表基準については、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて、直ちに水防機関が出勤できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動は止めることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水警報等により、又は水位、流量その他河川状況により、はん濫注意水位に達し、更に上昇するおそれがあるとき。
警 戒	洪水により相当の被害を生じるはん濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、はん濫危険水位に達するおそれがあるとき。
厳 重 警 戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、はん濫危険水位に達し、更に上昇し、はん濫するおそれがあるとき。

種類	内 容	発 表 基 準
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき。又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域
知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域については、資料編【 - 7 - 】のとおり。

水防警報対象量水標の設定水位と条件
水防警報対象量水標の設定水位と条件については資料編【 - 7 - 】のとおり。

水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲
水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲については、資料編【 - 7 - 】のとおり。

水防警報連絡系統図
水防警報連絡系統図については、資料編【 - 7 - 】のとおり。

水防警報文例等
水防警報発令様式（文例）等については、資料編【 - 7 - 】のとおり。

第 6 章 水 防 活 動

水防管理者は、次に示す基準により、あらかじめ定めた計画に従って、水防機関に待機、準備、出動、警戒、水防作業等の水防活動を適切に行わせるものとする。

第 1 節 待 機 ・ 準 備 ・ 出 動

(1) 待機

水防管理者は、次の場合、水防機関を待機させるものとする。

水防警報河川にあつては、「待機」の水防警報が発表されたとき。

その他の河川にあつては、水防団待機水位に達した通知を受けた後、気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、県水防計画に定めたはん濫注意水位に達すると思われるとき。

(2) 準備

水防管理者は、次の場合、水防機関に対し、出動の準備をさせるものとする。
水防警報河川にあっては、「準備」の水防警報が発表されたとき。

その他の河川にあっては、水防団待機水位に達した通知を受けた後、気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、県水防計画に定めたはん濫注意水位を突破すると思われるとき。

(3) 出動

水防管理者は、次の場合、水防機関を出動させるものとする。

水防警報河川にあっては、「出動」の水防警報が発表されたとき。

その他の河川にあっては、河川の水位が、県水防計画に定められたはん濫注意水位を突破し、なお水位の上昇があり、かつ、気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、警戒の必要が予測されるとき。

第 2 節 警戒・水防作業・解除

(1) 監視及び警戒

水防管理者は出動命令を発したときから、水防機関の長は出動命令を受け、出動したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、堤防の異常（漏水・亀裂・法崩・越水等）の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合は、直ちに、水防作業を開始するものとし、その旨水防区本部長へ報告するものとする。また、水防上緊急の必要がある場合は、水防機関の長又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じ、あるいは、その区域内の居住者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

(2) 水防作業

水防工法には種々なもの（資料編【 -8】参照）があるが、その目的と資材人員等に応じて、最も適切なものを選定して水防作業を実施しなければならない。

(3) 非常事態の発生と応援等

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は、直ちに、その旨を水防区本部長並びにはん濫のおそれのある隣接地域の水防管理者及びその他水防関係機関に通報しなければならない。

水防のため、緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは水防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限り、その求めに応じなければならない。なお、応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

また、水防上必要があるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求め

ることができる。

(4) 解除

水防警報河川にあつては、「解除」の水防警報の発表があつたとき。

その他の河川にあつては、はん濫注意水位以下に下がって、再び、増水のおそれなくなつたとき。

第 3 節 ダム・水門等の操作

(1) ダム・水門等

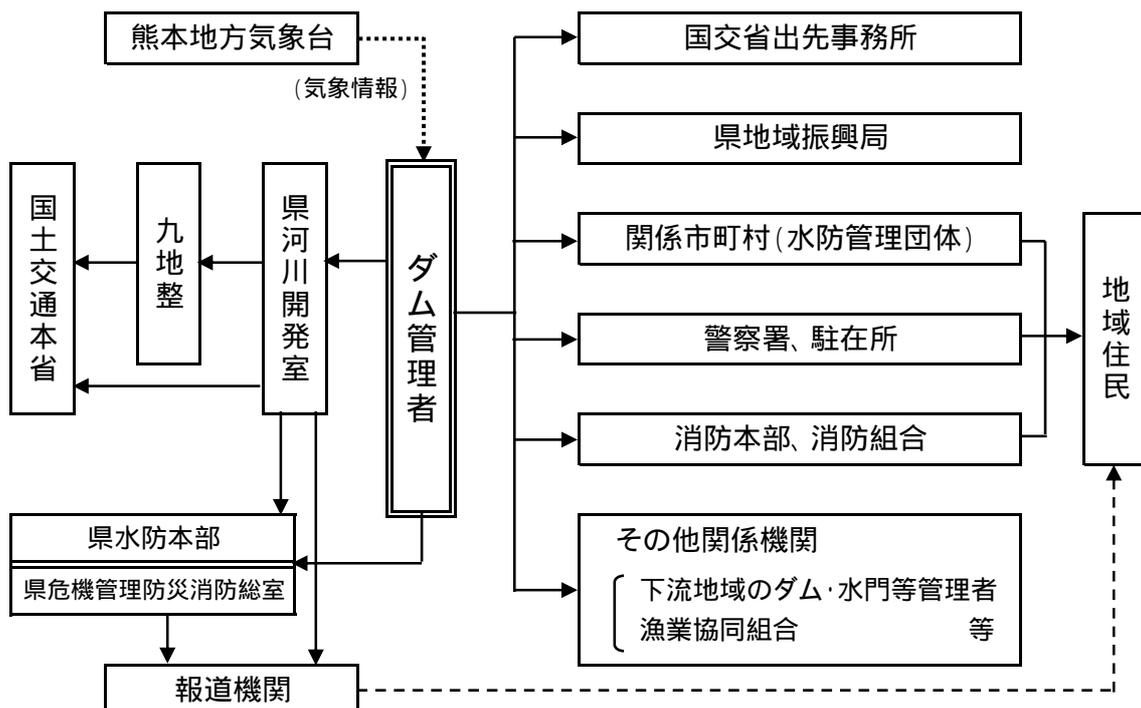
ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作（管理）規程等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに、関係機関及び下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

(3) 連絡系統図



第 7 章 通信・連絡及び輸送

第 1 節 通信・連絡

(1) 非常・緊急時の通信・連絡

災害時における通信施設の利用は、通常、各々の災害対策関係機関の加入電話により通信連絡するが、非常・緊急時における市外通話の優先的利用を行うため、NTT 西日本熊本支店と調整し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。

なお、非常・緊急電話として取り扱われるのは、水防機関相互の洪水等の通報及び警報、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話に限られる。

(2) 非常通信の利用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

熊本県警本部通信施設

九州地方整備局通信施設

九州電力株式会社通信施設

九州旅客鉄道株式会社通信施設

熊本气象台通信施設

第 2 節 輸送

(1) 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送が確保できない場合、次に掲げる機関から、必要に応じて借り上げ、輸送の円滑化を図るものとする。

車両等の確保

ア) 公共的団体の車両等

イ) 輸送を業とする者の所有車両等

ウ) その他(自家用車両等)

鉄・軌道、空中輸送等の確保

ア) 必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。

イ) 「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

船舶の確保

ア) 公共的団体の船舶

イ) 海上輸送等を業とする者の所有船舶等

(2) 輸送経路図の作成

水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して、次のような輸送経路図を作成のうえ、所轄の県水防区本部長に提出しておくものとする。

付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
万々に備えた多角的輸送路の選定図

第 8 章 水防資材の備蓄配置

第 1 節 県の備蓄配置

(1) 水防倉庫備蓄資材

水防区本部毎の水防倉庫備蓄資材は、資料編【 - 1 3 】のとおり。

(2) 作業連絡用車両

水防区本部毎の作業連絡用車両配置状況は、資料編【 - 1 4 】のとおり。

第 2 節 水防管理団体の備蓄配置

(1) 指定水防管理団体

指定水防管理団体は管内河川における水防が十分に行えるよう資材備蓄倉庫を設置し、下記基準により資器材を備蓄しておくものとする。

(2) その他の水防管理団体

指定水防管理団体以外の水防管理団体にあつては、本基準を参考として適宜、資器材を備蓄しておくものとする。

(3) 資器材の備蓄基準

備蓄倉庫 1 箇所当たりの備蓄基準は次表のとおりとする。備蓄倉庫には表札を掲げ、資器材の数量を表示すること。

かます 又は 麻袋	縄	杭木 2 m 4 m	竹 12cm	た こ づ ち	掛矢 又は ハンマー	なた 又は 斧	の こ ぎ り	ス コ ッ プ	つ る は し	担 棒	照 明 器	む し ろ
袋	kg	本	本	個	個	丁	丁	丁	本	本	本	枚
1,000	300	200	100	10	10	5	5	20	20	20	2	200

第 9 章 水防標識及び信号

第 1 節 水防標識

水防法第 18 条、第 19 条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、資料編【 - 9 】のとおりとする。

第 2 節 水防信号

水防法第 20 条に規定する水防信号は、資料編【 - 10 】のとおりとする。

第 10 章 費用負担及び公用負担

第 1 節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第 41 条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。ただし、その金額及び負担の方法は、双方協議のうえ決定する。

第 2 節 公用負担

(1) 水防法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

必要な土地の一時使用

土石、竹木その他の資材の使用及び収用

車両その他の運搬用機器の使用

工作物その他の障害物の処分

(2) 水防法第 28 条第 2 項の規定により、公用負担の権限を行使した場合は「公費負担証票」(資料編【 - 11 】参照)を 2 通作成のうえ、その 1 部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

第 11 章 水 防 報 告

- (1) 水防管理者及び水防区本部長は、水防活動が終了したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、水防管理者にあつては、別記第 1 号様式により管轄水防区本部長に、水防区本部長にあつては、別記第 2 号様式により水防本部長（河川課取扱い）に報告しなければならない。

天候の状況

出水の状況

消防機関に属する者の出動時刻及び人員

堤防その他の施設等の異常の有無

水防作業の状況

使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量

公用負担の種類及び数量

応援の状況

一般住民の出動状況

警察の援助状況

現地指導員の職氏名

避難のための立退きの状況

水防関係者の死傷

殊勲者及びその功績

今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

- (2) 水防実施状況報告書の記載要領

第 1 号様式（資料編【 - 1 2 】参照）

ア) 各水防管理団体及び水防区本部で水防を行った箇所毎に作成すること。

イ) 各水防管理団体は、管轄水防区本部長に箇所毎の報告書を 2 部提出すること。

第 2 号様式（資料編【 - 1 2 】参照）

ア) 水防区本部長は、各水防管理団体より提出された第 1 号様式の報告書を集計して、第 2 号様式の報告書を作成すること。

イ) 第 2 号様式の報告書に、第 1 号様式の報告書 1 部を添付して水防本部長（河川課扱い）あて提出すること。

第 12 章 水 防 管 理 協 定 等

(1) 他県との水防管理協定

他県との水防管理協定

水防法第 7 条第 3 項の規定により下記のとおり協定する。

ア) 福岡県との協定 (S 4 6 . 7 . 3 0)

当該県管轄の地域においては、当該県の水防管理団体で管理することとし、その立地条件により水防法第 2 3 条の規定に基づく応援については、自己の責任区域の水防に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。

[熊本県：関川、福岡県：諏訪川]

イ) 大分県との協定 (S 4 7 . 4 . 1 0)

当該県管轄の地域においては、当該県の水防管理団体で管理することとし、その立地条件により水防法第 2 3 条の規定に基づく応援については、自己の責任区域の水防に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。

[熊本県、福岡市：大野川]

(2) 九州地方整備局との災害時の応援に関する申し合わせ

災害対策基本法第 7 7 条に関して国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援について次のとおり申し合わせを行う。(H 2 3 . 2 . 2 8)

施設の被害状況の把握

情報連絡網の構築

災害応急措置等の実施に係る資材や職員の応援

現地情報連絡員 (リエゾン) の派遣

緊急を要すると認められる場合の適切な緊急対応の実施

その他必要と認められる事項

